

令和4年8月1日

第1回倉吉市福祉有償運送運営協議会

【運送の対価に関する確認事項】

今回の申請内容においては、運送に対する直接的な対価は設定されていないものの、乗降介助サービスに対する介護報酬のうちの利用者負担部分（又はその一部）が「旅客から収受する対価」と考えれば、有償性があると考えられる。

また、対価については、上記の利用者負担部分を「旅客から収受する対価」と定めるとともに、道路運送法施行規則第51条の15に規定する以下の項目についても抵触しないと判断する。

- ・燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること
- ・合理的な方法により定められ、かつ旅客にとって明確であること
- ・地域の事業者運賃を勘案して営利を目的としているとは認められない妥当な範囲であること

なお、この運送対価は、シルバー倉吉の「養護老人ホーム」としての事業の特性も踏まえ、設定するものである。